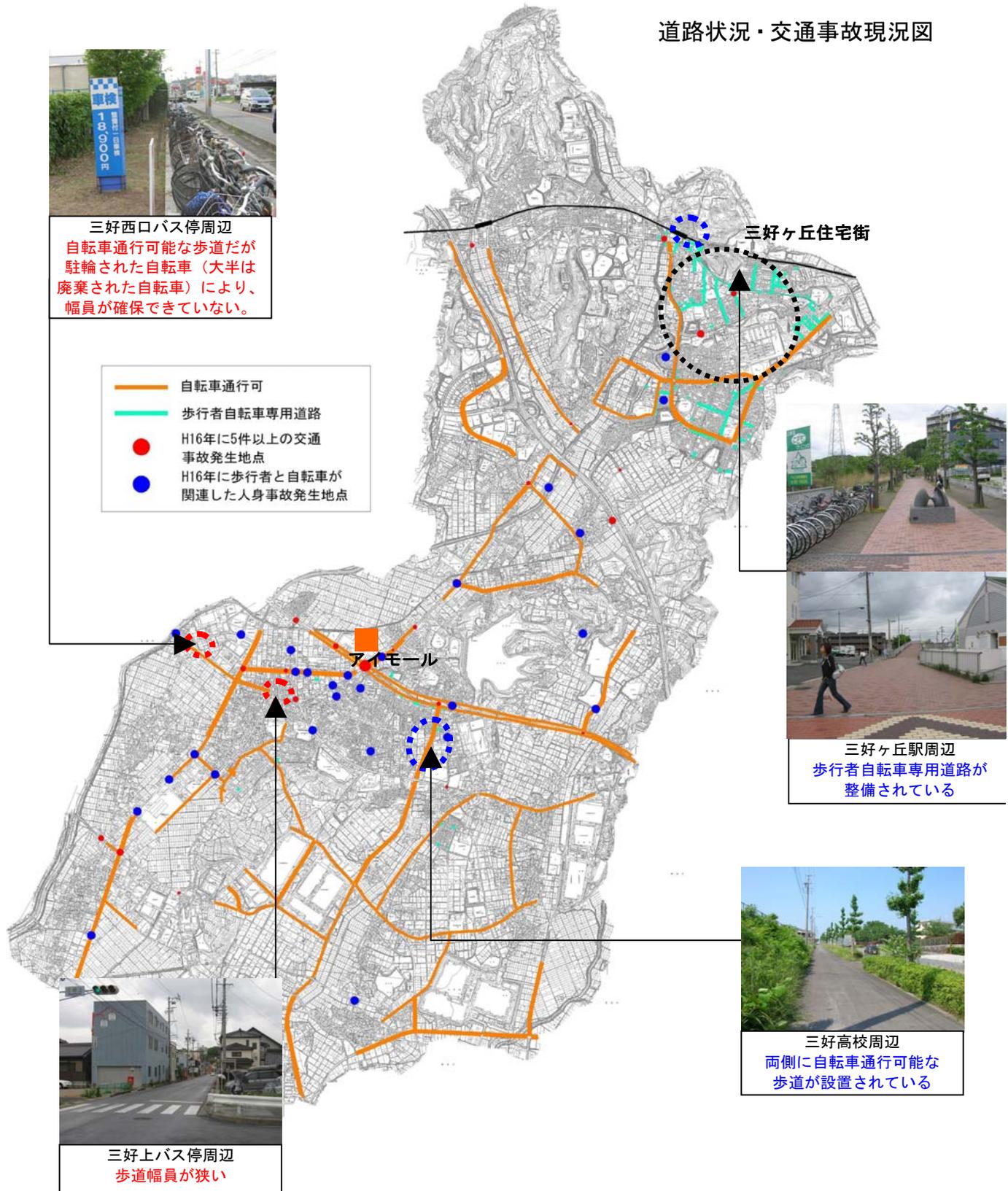


## 5. 歩行環境整備・自転車利用環境整備

### 5.1. 自転車通行可能な歩道の現況と交通事故発生状況

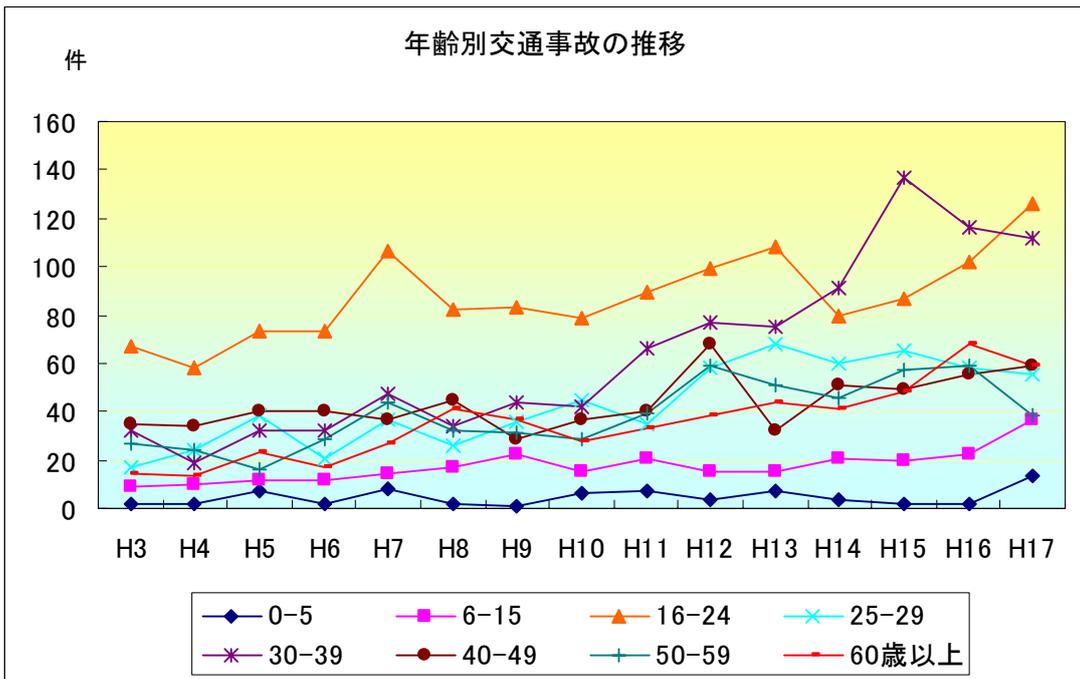
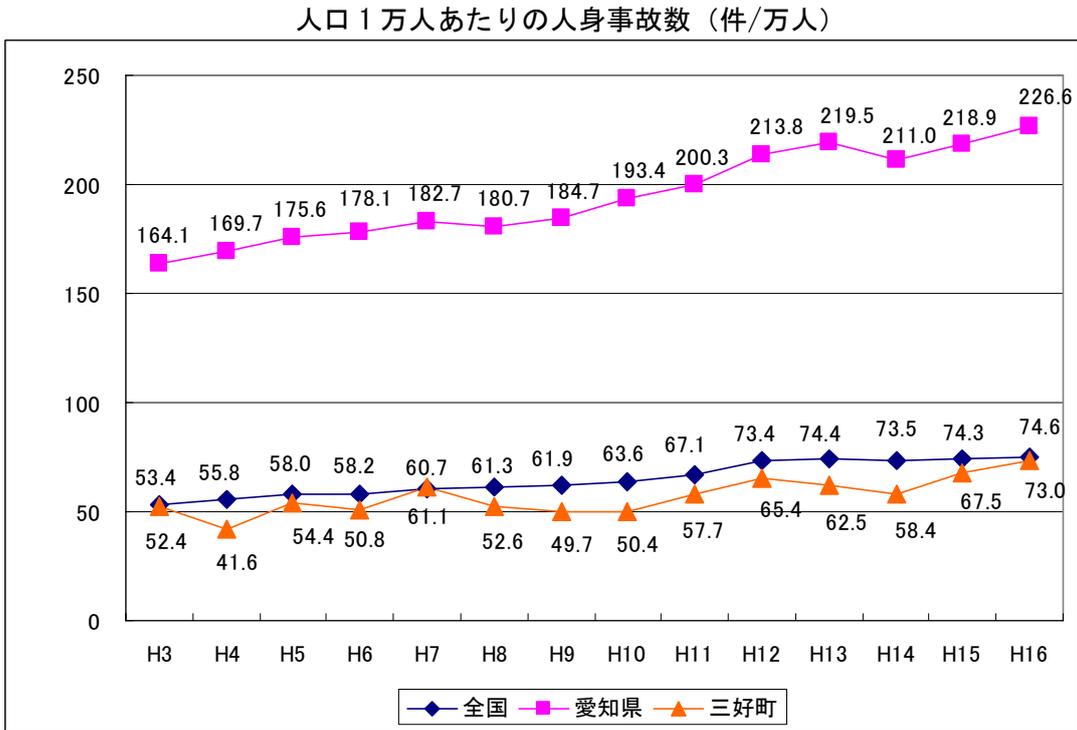
- ・三好ヶ丘の住宅街には歩行者自転車専用道路が多く設置されている。
- ・アイモール付近では交通事故が多く発生している。
- ・歩道が整備された道路でも人身事故が多く発生しており、歩行者・自転車のための環境整備が必要であると考えられる。

道路状況・交通事故現況図



## 5.2. 交通事故発生件数

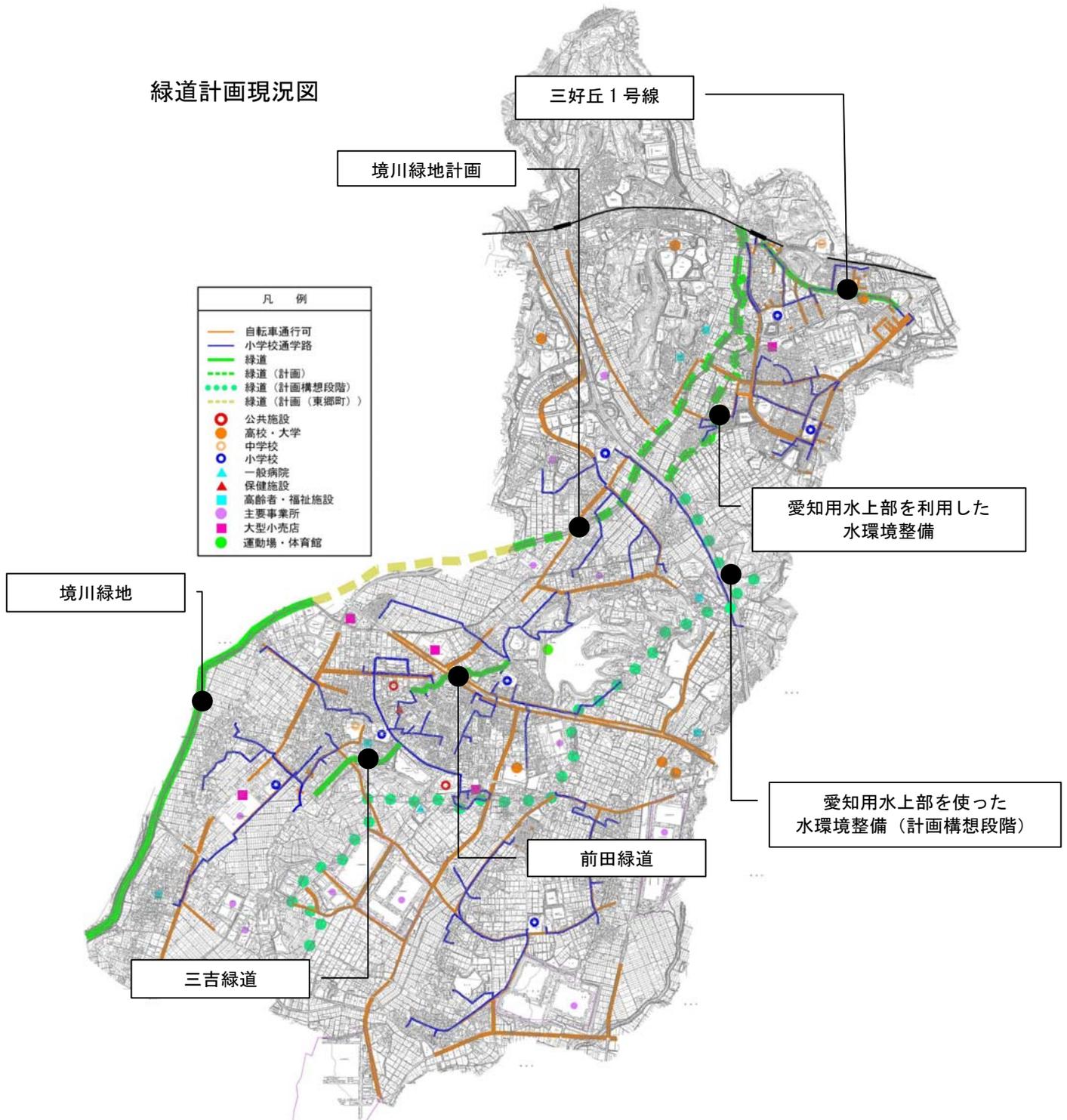
- ・三好町内の交通事故発生状況は、長期的に増加傾向にある。
- ・人口1万人あたりでは、全国と比べて三好町の事故発生率は低くなっている。
- ・16歳～24歳の交通事故の発生数がH17年には三好町内で最も多くなっている。
- ・60歳以上の交通事故数はH17年には減少しているが、長期的には増加傾向にある。

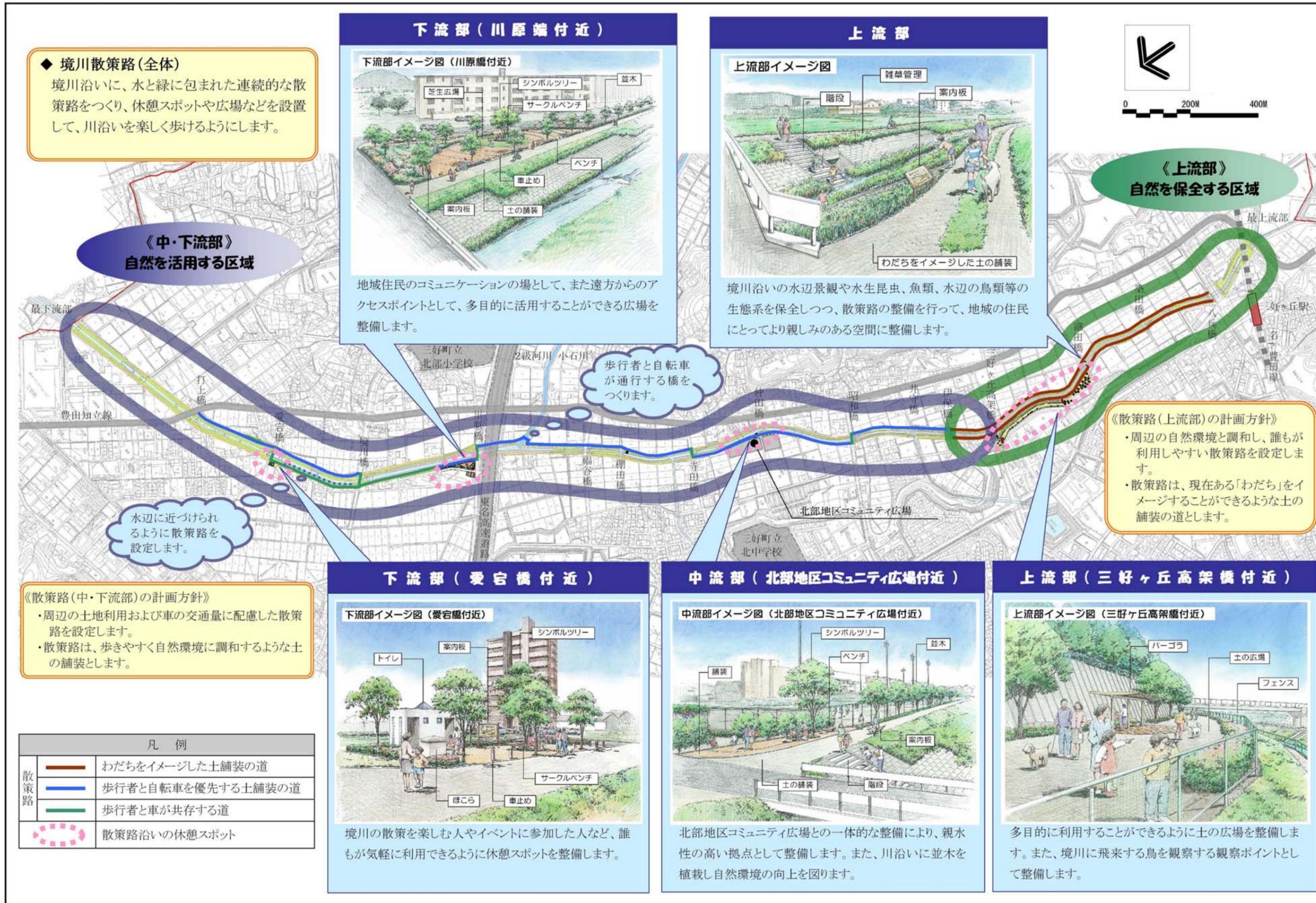


### 5.3. 緑道と自転車走行空間の現況

- ・ 前田緑道が小学校の通学路に設定されるなど、完成している緑道は一部有効に使われている。
- ・ 境川緑地は計画を含めると、三好町内を南北に縦断するような長距離の緑道である。(次頁参照)
- ・ 現状ではまだ計画のごく一部しか完成していないため、緑道ネットワークといえる状況にはないが、全体が完成すると町内を縦横に結ぶネットワークとして活用可能である。

緑道計画現況図





## 5.4. 整備方針

### (1) 基本方針

#### I) 歩行環境整備

誰もが安心して、安全かつ楽しく歩行できるように配慮した整備を行う。居住環境エリア<sup>注)</sup>では自動車と共存できる空間を、幹線道路では自動車と分離した安全な空間を目指す。

#### II) 自転車利用環境整備

手軽に利用できる乗り物である自転車で、安全に楽しみながら走行できるよう、自転車ネットワークの充実を図り、また駐輪場設置等の施設整備を行う。

注) 居住環境エリア：主に住宅地において、自動車の進入制限・速度抑制が実施された歩車共存道路の導入などによって、安全に歩行・自転車利用できる生活空間

### (2) 歩行者・自転車利用環境の整備方針

#### ■生活道路・区画道路（「7. 道路整備」参照）における整備方針

##### ○ 安全な歩行環境の創出

歩行者を優先させながら、道路空間を有効活用し、地域の特性に応じた歩行空間の創出を推進する。自動車に速度を落として通行させるなど、安全に配慮したソフト面での施策を活用する。

#### ■歩行者・自転車ネットワークの整備方針

##### ○ ネットワークにおける安全な歩行・走行空間の創出

自動車交通量の多い幹線道路における歩行者・自転車の安全を確保するために、歩道の拡幅や自転車走行空間の確保を推進する。交通結節点においては、安全・円滑に移動できるよう駐輪場やバス停位置の見直しも含めて広汎な視点から安全性・利便性の向上を図る。

##### ○ 水と緑と環境の道ネットワークの整備

町民が楽しく散策し、憩うことができるよう、楽しく快適な歩行環境を整備することにより、他の交通手段から自転車及び歩行への移行を推進する。そのため、歩道・自転車道を整備し、公園・緑道・境川緑地の道などを含めた水と緑と環境の道ネットワークづくりを推進する。

##### ○ より安全・安心な交通環境の整備

交通事故多発地点から交通危険箇所を把握し、歩行者にとって安全な交通設備整備を推進するとともに交通安全に対する意識向上を図る。また夜間の明るさを確保するなど防犯の観点からの施策も検討・実施する。

#### ■自転車の環境改善に関する整備方針

##### ○ 便利で快適な自転車利用の推進

公共交通施設や公共・商業施設等の中に駐輪場を確保する。また、既存駐輪場においても情報提供や防犯対策によるサービスの充実を図る。

(3) 整備施策例

○接道部緑化・ポケットパークの整備

町民が歩きながら景色を楽しめ、気軽にコミュニケーションを図れるような場の整備を進める。

現況



将来イメージ



○バリアフリー対応型道路改修

段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの整備などを行うことで、高齢者や身体障害者も安心して移動できる道路整備を進める。

整備前



整備後



○道路上の障害物の排除

安全・快適な歩行・自転車空間確保のために、歩道にはみ出た放置自転車や看板等の障害物を随時取り除く。

整備前



整備後



○C&BR（サイクルアンドバスライド）の実施

バスを利用する際の利便性向上のため、バス停に隣接した自転車駐輪場の整備を進める。

整備前



整備後



(4) 町内各エリアにおける整備方針

**居住環境エリアにおける原則**

- ・ 歩行者優先
- ・ 歩行者と自動車の共存
- ・ 自動車は低速で運転
- ・ 居住者以外の自動車進入制限

**居住環境エリアにおける施策**

- ・ コミュニティゾーン化
- ・ 自転車専用道
- ・ 歩行者専用道
- ・ 道路上障害物の除去
- ・ 街灯設置
- ・ 段差解消 等



例) 歩行者自転車専用道設置

**緑道等自転車ネットワークにおける原則**

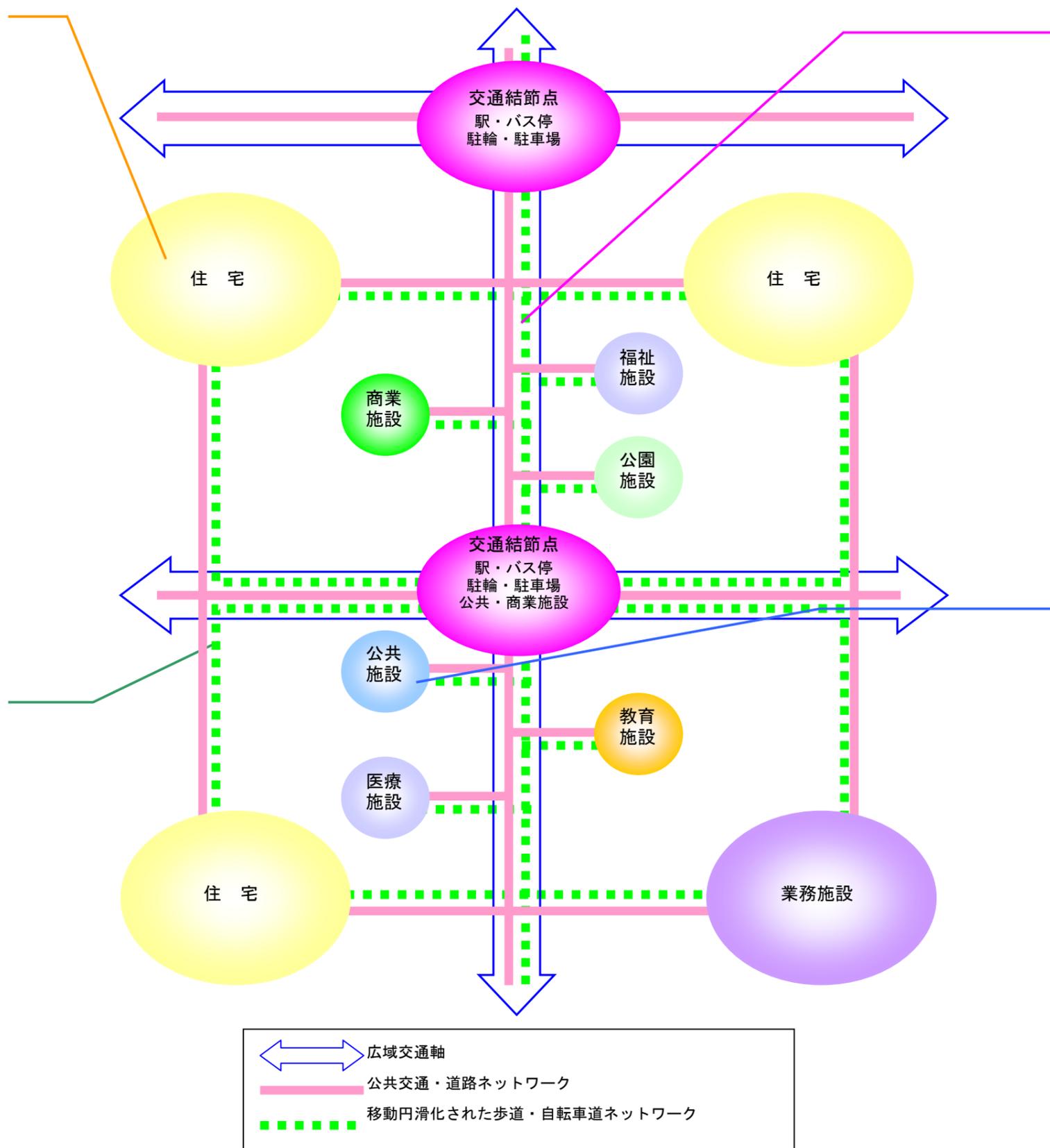
- ・ 自転車の安全かつ円滑な走行
- ・ 憩い楽しめる空間

**緑道等自転車ネットワークにおける施策**

- ・ 緑化・ポケットパーク設置
- ・ 自転車専用道
- ・ 歩行者専用道 等



例) ポケットパーク設置



**幹線道路における原則**

- ・ 歩行者・自転車と自動車の分離
- ・ 歩行者の安全確保
- ・ 交通結節点の利便性・安全性向上
- ・ 自転車が安全に走行できる空間

**幹線道路における施策**

- ・ 歩道幅員の拡幅
- ・ 道路上障害物除去
- ・ 誘導ブロック整備 等



例) 幅員確保・誘導ブロック

**各種商業・公共施設等における原則**

- ・ 駐輪場の確保
- ・ バス停・駐輪場・施設などを結ぶ歩行空間の快適性・利便性確保

**各種商業・公共施設等における施策**

- ・ 駐輪場設置
- ・ 道路上障害物除去 等



例) 駐輪場設置

